

議 長 休憩を解いて再開します。 (13時00分)

日程第2「承認第1号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度松田町一般会計補正予算（第10号））」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 承認第1号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度松田町一般会計補正予算（第10号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

政策推進課長 それでは、承認第1号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

それでは、1枚おめくりいただき、専決処分書になります。専決処分の理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中でですね、子育て世帯及び住民税非課税世帯等を支援するため、子育て世帯への臨時特別給付金事業及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業の実施に緊急を要するため、迅速かつ確実な準備から実行に向けて早急に行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年12月15日付で松田町一般会計補正予算（第10号）を専決処分により補正を行いましたので、本定例会に報告させていただき、承認を求めるものでございます。

それでは、2ページ目のですね、第2表、債務負担行為補正の追加でございます。今回の補正に伴い、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業におけるシステムの機器賃貸借料となります。この事業のシステム機器の借用期間につきましては、令和3年度から令和4年度の2か年とし、債務負担行為、限度額29万8,000円となります。町ですね、情報系と基幹系の業務運用のための事務機器として、パソコンやプリンター機器の賃貸借料でございます。

続きまして、8ページ、9ページになります。2の歳入について御説明をさせていただきます。今回の補正につきましては、感染症の拡大防止として、コ

コロナ禍において町民の生活、暮らしにおける支援並びにですね、未来社会を切り開くための国の支援事業となるため、当町といたしましてもその方針や考えを背負い、町民の皆様に対し全力で対応するための補正となります。

それでは、款、国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金、節、子育て世帯への臨時特別給付金国庫補助金の説明欄でございますが、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金といたしまして、6,005万円の補正となります。事務費補助金につきましては、3万6,000円となります。詳細につきましては歳出で御説明をさせていただき、こちらの事業につきましては10分の10の補助事業となります。今回の補正は、新しい資本主義の配分戦略といたしまして、12月の補正第9号で承認いただきましたこの5万円の給付に合わせてですね、今回5万円を新たに追加補正とし、一括で現金10万円の現金給付とするための補正を行ったものでございます。まずはですね、児童を扶養している方に早急に給付するため、児童手当対象者への一括給付をクリスマス前ですね、昨年12月23日に実施したものでございます。

次に、国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金、節につきましては住民税非課税世帯等臨時特別給付金国庫補助金でございます。説明欄でございますが、この事業の補助金につきましては1億2,340万円の補正でございます。事務費補助金につきましては、607万円となります。こちらにつきましても10分の10の補助事業となります。

続きまして、10ページ、11ページになります。3、歳出でございます。民生費、社会福祉費、社会福祉総務費でございます。説明欄は1といたしまして職員人件費に要する経費では、住民税非課税世帯臨時特別給付金に要する職員人件費として143万1,000円の補正となります。4の住民税非課税世帯等臨時特別給付金に要する経費につきましては、これは基準日といたしまして、令和3年の12月10日で、世帯全員の令和3年度の住民税均等割が非課税である世帯に対し給付するものとなり、家計がコロナ禍で影響を及ぼし、急変したことでですね、直近の収入が非課税世帯となった方に対して給付するものでございます。主なものにつきましては、システムの機器の賃借料やシステム改修の負担金、

また1,234世帯分の給付金1億2,340万円となっております。

(2)につきましては会計年度任用職員で、こちらは事務費に伴う推進のための補正となります。

次に、民生費、児童福祉費、児童措置費、説明欄では(1)子育て世帯への臨時特別給付金でございます。6,008万6,000円でございます。12月議会での一般会計補正予算(第9号)で5万円の給付と合わせてですね、今回の補正で5万円を追加をし、現金で一括給付するものでございます。こちらにつきましては、対象予定者は1,201人となっておりますところでございます。こちらにつきましては、児童を扶養している年収960万円未満の18歳以下の子供に1人10万円の現金給付を行うことで家計を支援するものでございます。

今回の補正につきましては、10分の10の補助事業となるため、予備費等の変更はございません。

そして、12ページから最終の19ページまででございますが、今回の補正に伴う給与費明細書となります。後ほど御高覧ください。

最後にですね、今回の補正につきましては、国がですね、12月の15日に子育て世帯への給付金10万円の現金給付を承認したことに伴い、またですね、非課税世帯等の臨時特別給付金につきましても、国の方針説明が地方にですね、12月の3日にあり、その説明を受けて準備、実施を進めるため、今回12月の15日付で専決処分を行ったものでございます。一日も早い給付を目指すための補正を行いましたので、専決処分の承認を求めることについて、よろしくお願いたします。

- 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
- 4 番 平 野 現在の給付率がもし分かれば、両方とも教えていただければと思います。
- 子育て健康課長 それでは、子育て世帯への臨時特別給付金について御報告いたします。現在、対象者1,201人のうち、申請済みの世帯が703世帯、1,172人でありまして、率にしますと97.58%となっております。
- 福 祉 課 長 それでは、住民税非課税世帯等の臨時特別給付金のほうでございますが、予算上、1,234世帯を予算計上させていただきました。この中で、まず住民税非

課税世帯の令和3年の1月1日に松田町に住所がある方が1,022世帯ございました。そのうちの920世帯を支給済みでございます。したがって、率にして9割となります。以上でございます。

議 長 よろしいですか。ほかにもございますか。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。承認第1号専決処分の承認を求めることについて(令和3年度松田町一般会計補正予算(第10号))について、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。